

デイサービスセンター友愛園 運営規程 (通所介護)

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人広島良城会が開設する指定通所介護事業所（以下「事業所」という）が行う事業（以下「事業」という）は、居宅の要介護状態にある高齢者に対し、適切な通所介護を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所の従業者は、要介護者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じて、健康でかつ生きがいを持って生活できるよう、通所の方法により日常生活上の世話及び機能訓練等各種のサービスを提供し、高齢者の自立支援の助長、心身機能の維持向上又は悪化の防止を図るとともに、その家族の介護負担軽減を図ることを目的とする。

2 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携をはかり、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称及び所在地)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 デイサービスセンター友愛園
- (2) 所在地 広島市安佐南区伴東二丁目30番11号

(従業者の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務内容は、次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名 (常勤 特別養護老人ホーム友愛園施設長と兼務)
事業所の従業者の管理及び業務の管理を行う。
- (2) 生活相談員 2名以上
利用者及び家族の相談や利用申込の調整、関係機関との連絡調整を行う。
- (3) 看護職員 2名以上 (機能訓練指導員と兼務)
利用者の日々の健康状態のチェック、保健衛生上の指導や看護を行う。
- (4) 介護職員 2名以上
利用者の入浴、食事等の介助及び援助を行う。
- (5) 機能訓練指導員 2名以上 (看護職員と兼務)
機能の減退を防止するための訓練を行う。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日から土曜日までとする。但し、国民の休日及び8月13日～15日、12月31日～1月3日を除く。
- (2) 営業時間 8:30～17:30
但し、サービス提供時間は 9:00～16:00までとする。

(指定通所介護の利用定員)

第6条 指定通所介護の利用定員は、指定一日型デイサービスも含めて、20人とする。

(指定通所介護の内容)

第7条 指定通所介護の内容は、次のとおりとする。

- (1) 送迎
- (2) 健康チェック
- (3) 食事サービス
- (4) 入浴サービス
- (5) 生活指導
- (6) 日常動作訓練（機能訓練等）
- (7) レクリエーション
- (8) その他（季節行事）

(利用料その他費用の額)

第8条 指定通所介護を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとする。

- 2 通常の事業の実施地域以外の地域に居住する利用者に対して送迎を行う場合は、通常の事業実施地域を越えた地点から路程1 km当たり10円を実費として徴収する。
- 3 前2項に定めるもののほか、利用者から次の費用の支払を受けることができる。
 - (1) 食費 1日あたり580円
 - (2) レクリエーション、その他行事にかかる費用
 - (3) 前各号に掲げるもののほか、通所介護の提供において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者負担させることが適当と認められるもの 実費
- 4 前3項の費用の支払を受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明した上で、支払に同意する旨の文書に署名又は記名押印を受けることとする。

(通常の事業の実施地域)

第9条 事業所の通常の事業の実施地域は、安佐南区（沼田町阿戸、吉山及び伴北7丁目を除く）とする。

(サービス利用に当たっての留意事項)

第10条 利用者は、サービスの利用に当たって、次の事項に留意するものとする。

- (1) サービス利用の際には、体調に充分留意し無理をしないこと。
- (2) サービス利用の際には、職員の指示に従い事故の無いように気をつけること。

(緊急時等における対応方法)

第11条 通所介護従業者は、通所介護実施中に、利用者の病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。

(非常災害対策)

第12条 事業所は、消防法に規定する防火管理者を設置して、消防計画を作成するとともに、当該計画に基づく次の業務を実施、通所介護従事者に周知する。

- (1) 消火、通報及び避難の訓練（年2回）
- (2) 消防設備、施設等の点検及び整備
- (3) 通所介護従業者の火気の使用又は取り扱いに関する監督
- (4) その他防火管理上必要な業務

(虐待防止に関する事項)

第13条 事業者は、利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待を防止するための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。
 - (2) 虐待防止の為に指針の整備
 - (3) 従業者に対し虐待を防止するための定期的な研修の実施(年1回以上)
- 2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従事者又は養護者(利用者の家族等高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。
- 3 虐待防止に関する責任者は、管理者とし、次の措置を講ずるものとする。
- ア.組織運営の健全化
 - イ.従業者の負担軽減やストレスへの対応
 - ウ.職業倫理、法令遵守の意識の啓発

(身体拘束等)

第14条 事業所の従業者は、利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他の利用者の行動制限を行わない。

緊急やむを得ない場合に身体拘束を行う場合にあっては、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

(その他運営に関する事項)

第15条 事業所は、通所介護従業者の資質の向上を図るため、次のような研修の機会を設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- (1) 採用時研修 採用後1ヶ月以内
 - (2) 継続研修 年1回
 - (3) その他研修
- 2 従業者は、業務上知り得た秘密を保持する。また、守秘義務は退職後も継続するものとする。
- 3 この規程に定める事項のほか、事業所の運営に関する重要事項は、社会福祉法人広島良城会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則

この規程は、平成17年10月 1日から施行する。

この規程は、平成18年11月 1日から施行する。

この規程は、平成19年10月 1日から施行する。

この規程は、平成20年 4月 1日から施行する。

この規程は、平成21年 4月 1日から施行する。

この規程は、平成22年 7月21日から施行する。

この規程は、平成23年12月 6日から施行する。

この規程は、平成25年 2月 1日から施行する。

この規程は、平成25年10月 1日から施行する。

この規程は、平成26年 4月 1日から施行する。

この規程は、平成27年 2月 2日から施行する。

この規程は、令和 1年10月 1日から施行する。

この規程は、令和 4年 4月 1日から施行する。

この規程は、令和 6年 4月16日から施行する。

この規程は、令和 7年 4月 1日から施行する。